

藤沢市住宅リフォーム補助金交付要綱

制定 令和2年7月3日

改正 令和6年6月25日

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済の活性化を図るため、市内施工業者を利用して住宅のリフォーム工事を実施した者に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 自己の居住の用に供する建築物をいう。
- (2) 非住宅 店舗、事務所、事業用賃貸住宅等の自己の居住の用に供さない建築物をいう。
- (3) 併用住宅 住宅のうち住宅部分と非住宅部分を有し、一体的に登録されている建築物をいう。
- (4) 併存住宅 住宅のうち住宅部分と非住宅部分を有し、それぞれが区分登記され、かつ、住宅部分と非住宅部分の玄関その他の共用部分が独立した建築物をいう。
- (5) リフォーム工事 住宅機能の維持・向上又は居住環境の向上のために行う住宅の修繕、模様替え、改築、増築、減築等の工事で建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に違反しないものをいう。
- (6) 市内施工業者 市内に事業所を有し、リフォーム工事を請け負うことができる業者をいう。ただし、見積書及び領収書を市内の住所で発行できる者に限る。

(補助対象者及び対象要件)

第3条 補助の対象となる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 申請日現在において、本市に住民登録を行っている者

- (2) 補助対象となる住宅の所有者で、かつ、当該住宅に居住している者
- (3) 本事業の募集開始日時点において、市税の滞納がない者。
- (4) 本補助金と同目的の補助金、奨励金その他これに類するものの交付を本市から現に受けておらず、又は受けることが決定されていない者。

(補助対象物件)

第4条 補助対象となる物件は、藤沢市内に建築されている建築基準法その他の法令に違反していない住宅とする。ただし、併用住宅及び併存住宅については住宅部分のみを対象とする。

- 2 一の住宅に対する補助は、同一年度内に1回限りとする。ただし、複数世帯で区分登記されている場合は、それぞれの区分された住宅について1回限りとする。

(補助対象リフォーム工事)

第5条 補助対象となるリフォーム工事は、前条に定める対象物件及びその敷地内に対して、市内施工業者が行う別表1に定めるリフォーム工事とし、工事金額については、次のとおりとする。ただし、当該金額には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。

対象物件	工事金額
住宅	20万円以上

- 2 併用住宅の屋根、外壁その他の非住宅部分も併せて行う工事の場合は、住宅部分の床面積を建築物全体の総床面積で除して得た値に、全体の工事額を乗じて得た額を補助対象リフォーム工事の金額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象リフォーム工事1件につき次のとおりとする。

対象物件	補助金の額
住宅	5万円

(補助金の申請)

第7条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第5条に定め

るリフォーム工事に着手する前に、別表2に掲げる書類を、市長に提出しなければならない。なお、補助金の交付の適否に関わらず、書類の取得に係る手数料等の費用はすべて申請者が負担するものとする。

- 2 前項の規定による書類の提出を受け付ける期間及び方法は、別に定めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により定めた期間の終了後、申請者の数があらかじめ定めた数を超えた場合は、遅滞なく選考を行い、補助の対象外となった者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定により、補助金交付の申請があったときは、審査の上、補助金の交付の適否を決定し、その決定内容及び条件等を藤沢市住宅リフォーム補助金交付決定通知書(第2号様式)又は藤沢市住宅リフォーム補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の交付申請の変更又は中止)

第10条 交付決定者は、交付申請について、変更又は中止の申請を行うときは、藤沢市住宅リフォーム補助金交付申請変更・中止届出書(第4号様式)に別表2に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し、市長に提出しなければならない。

(実績報告及び補助金の請求)

第11条 交付決定者は、当該リフォーム工事の完了後速やかに、次の各号の書類を、市長に提出しなければならない。

- (1) 藤沢市住宅リフォーム完了届兼補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 藤沢市住宅リフォーム補助金交付請求書(第6号様式)
- (3) リフォーム工事に係る費用の領収書又はそれに代わるもの及び請求明細書の

写し

- (4) リフォーム工事を行った部分の施工前及び施工後のカラー写真（撮影日がわかるもの）
 - (5) 預貯金口座の通帳の写しもしくはそれに代わるもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出を受けた場合において、その内容を審査し適正と認めたときは、速やかに交付決定者に対して、補助金を交付するものとする。
 - 3 市長が必要と認める場合は、対象となった物件のリフォーム工事の状況について実地に調査を行うことができる。
 - 4 補助金の交付は、交付決定者が指定する金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込む方法により行う。
 - 5 交付決定者が、市長が別に定める日までに、第1項に規定する書類を提出しない場合は、補助金を受ける資格は消滅するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

- 第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金について期限を定めてその返還を命ずるものとする。
- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付が不相当と認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、藤沢市住宅リフォーム補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により、交付決定者に通知するものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定により補助金の返還を命ずるときは、藤沢市住宅リフォーム補助金返還命令通知書（第8号様式）によるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は令和2年7月3日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和4年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和3年6月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は令和4年7月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は令和5年6月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和8年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この要綱は令和6年6月25日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

別表 1（第 5 条関係）

補助対象工事		備 考
1	建物の内装に対するリフォーム工事	物品の購入だけでなく「取付工事」や「設置工事」を伴うものが補助対象。自身で「取付」や「設置」する場合（DIY）は補助対象外。
2	建物の外装に対するリフォーム工事	
3	設備に対するリフォーム工事（※1）	
4	外構、造園に対するリフォーム工事（※1）（※2）	

※1 対象物件の敷地内における工事に限る。

※2 伸びた木を整えるような剪定のみは対象外。

別表 2（第 7 条及び第 10 条関係）

対象物件 住宅
1 藤沢市住宅リフォーム補助金申込兼交付申請書（第 1 号様式）
2 リフォーム工事に係る見積書の写し（藤沢市内の施工業者が発行し、藤沢市内の住所が記載されているものに限る。）
3 対象物件の外観及びリフォーム工事を行う部分のカラー写真（現況がわかるもの）
4 そのほか、交付の適否を決定する上で、市長が必要と認めるもの